

埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る
市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル

令和7年3月

埼玉県

埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル
目 次

はじめに

1 市町村生活排水処理基本計画の見直し等にあたって	1
2 用語の定義	2

第1部 県への提出様式について

1 提出書類の作成について	6
2 現況及び将来の生活排水処理人口普及率	6
3 生活排水処理人口普及率の根拠一覧表	10
4 残人口が発生する理由（達成困難理由）一覧表	11
5 整備手法の見直しに伴う費用比較	13
6 計画図の作成	15

第2部 市町村の「生活排水処理基本計画」に必要な項目と内容について

1 必要な項目と内容	16
2 市町村の「生活排水処理基本計画」に必要な項目と内容の参考資料一覧	17

様式1 現況及び将来の生活排水処理人口普及率

様式2 生活排水処理人口普及率の根拠一覧表

様式3 残人口が発生する理由（達成困難理由）一覧表

様式4-1 整備手法の見直しに伴う費用比較計算シート

様式4-2 整備手法の見直しに伴う費用比較の結果

別添 費用比較用マニュアル

別紙 市町村の「生活排水処理基本計画」に必要な項目と内容

はじめに

1 市町村生活排水処理基本計画の見直し等にあたって

(1) 趣旨

本県では、県内の生活排水の100%処理を目指し「埼玉県生活排水処理総合基本構想」を平成10年度に策定した。

その後、この総合基本構想を見直した「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を平成16年度に策定し、改訂と中間見直しを経ながら現在に至っている。

本県における生活排水処理人口普及率は、令和5年度末現在、94.0%まで整備が進んでいる状況である。

このたび、人口減少や少子高齢化の進展、地域社会構造の変化など、生活排水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していること、市町村合併による行政区域の再編や地方財政が依然として厳しい状況にあることなどを踏まえ、同構想の見直しを行うものである。

同構想は各市町村の生活排水処理基本計画等を踏まえ策定しているため、市町村計画の見直し等作業にあたって、県として皆様に御留意いただきたい点をまとめたものである。

(2) 前提事項

	新 計 画	現 計 画
期 間	令和8年度～令和23年度	平成23年度～令和7年度
基準年度	令和6年度	平成20年度

※ 上位計画の見直しに合わせて見直すようなこともあるため、市町村において独自の期間が設定されることもある。

(参考) 生活排水処理基本計画策定指針(平成2年10月08日付衛環200号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

2 目標年次

本計画の目標年次は原則として計画策定時より一〇～一五年後程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けること。

2 用語の定義

(1) 生活排水処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項に基づき市町村が定めなければならない一般廃棄物処理基本計画を構成する計画の一つ。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定により、市町村は、その区域（市町村長が政令で定める基準に従い指定する区域を除く。）内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならないものとされている。

(2) 見直し等マニュアル

埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル（本マニュアル）をいう。

(3) 費用比較用マニュアル

個別処理（浄化槽）と集合処理（下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント）に関する処理についての費用を比較するためのマニュアル。「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに伴う市町村生活排水処理基本計画等見直し作業マニュアル令和元年5月 埼玉県」に準拠している。

(4) 汚水処理人口普及状況調査

環境省、国土交通省、農林水産省が、毎年合同で各々が所管する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラント等の汚水処理施設の処理人口等について行う調査。

(5) 下水道

下水道は、下水道法第二条第二項の規定により、下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。

(6) 下水道全体計画区域

生活排水の処理を下水道によって行うこととした地域をいう。下水道事業計画区域、下水道供用開始公示済区域を含む。汚水処理人口普及状況調査における下水道全体計画区域に同じ。

(7) 下水道整備区域

下水道全体計画区域をいう。汚水処理人口普及状況調査における下水道整備区域に同じ。

(8) 下水道事業計画区域

下水道法第四条の規定により定めた事業計画により下水道を整備する地域をいう。ただし、見直し等マニュアルでは雨水公共下水道による整備を行う地域を除く。また、下水道供用開始公示済区域を除く。汚水処理人口普及状況調査における下水道事業計画区域に同じ。

(9) 下水道供用開始公示済区域

下水道法第九条第二項の規定により、終末処理場による下水の処理を開始した地域をいう。汚水処理人口普及状況調査における下水道供用開始公示済区域に同じ。

(10) 農業集落排水

農業集落において汚水処理施設を整備する事業により整備された排水施設であり、計画人口が概ね1,000人程度以下の集落を対象としている。浄化槽法上の浄化槽にあたる。

(11) 農業集落排水整備区域

生活排水の処理を農業集落排水施設により行うこととした地域をいう。

(12) コミュニティ・プラント

地方公共団体、公社、公団等の公的機関、民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置される汚水処理施設であり、環境省所管の地域し尿処理整備事業により設置されるものをいう。設置及び管理は市町村が行う。廃棄物の処理及び清掃に関する法律のし尿処理施設にあたる。

(13) コミュニティ・プラント処理区域

生活排水の処理をコミュニティ・プラントにより行うこととした地域をいう。汚水処理人口普及状況調査におけるコミュニティ・プラント処理区域に同じ。

(14) 浄化槽

見直し等マニュアルにおいては合併処理浄化槽のことをいい、みなし浄化槽（いわゆる単独処理浄化槽）は含まない。

<参考>

浄化槽法

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 浄化槽 便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な排水を除く。以下同じ。）を処理し、下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場を有する公共下水道（以下「終末処理下水道」という。）以外に放流するための設備又は施設であつて、同法に規定する公共下水道及び流域下水道並びに廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第六条第一項の規定により定められた計画に従つて市町村が設置したし尿処理施設以外のものをいう。

附則（平成十二年六月二日法律第一〇六号）

（既存単独処理浄化槽に係る経過措置等）

第二条 この法律による改正前の浄化槽法第二条第一号に規定する浄化槽（し尿のみを処理するものに限る。）であつてこの法律の施行の際現に設置され、若しくは設置の工事が行われているもの又は現に建築の工事が行われている建築物に設置されるもの（以下「既存単独処理浄化槽」という。）は、この法律による改正後の浄化槽法（以下「新法」という。）の規定（第三条第二項の規定を除く。）の適用については、新法第二条第一号に規定する浄化槽とみなす。

(15) 浄化槽処理区域

生活排水の処理を集合処理（下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等）により行わないこととした地域をいう。汚水処理人口普及状況調査における下水道全体計画区域、農業集落排水整備区域、コミュニティ・プラント処理区域を除いた区域に同じ。汚水処理人口普及状況調査における「浄化槽整備区域、その他区域」に同じ。

(16) 浄化槽整備区域

個別処理である浄化槽について、新たに市町村が積極的に浄化槽の整備を促進する区域として、平成22年度生活排水処理施設整備構想から設定された区域。浄化槽処理区域に含まれる。

(17) 生活排水処理人口

生活排水を下水道、農業集落排水、浄化槽、コミュニティ・プラントにより処理を行っている人口。汚水処理人口普及状況調査の汚水処理人口に同じ。

(18) 生活排水処理人口普及率

生活排水処理人口を住民基本台帳人口で割ったもの。汚水処理人口普及状況調査の汚水処理人口普及率に同じ。

(19) 少人数高齢世帯

65歳以上2名以下の世帯。環境省の少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業対象の少人数高齢世帯に同じ。

(20) 整備完了

見直し等マニュアルにおいては、生活排水処理施設がすべて完了することをいう。生活排水処理人口普及率100%の状態を指す。

第1部 県への提出様式について

1 提出書類の作成について

市町村が埼玉県に提出する書類は以下のとおりとする。

- ・ 現況及び将来の生活排水処理人口普及率（様式1）
- ・ 生活排水処理人口普及率の根拠一覧表（様式2）及び根拠資料の写し
- ・ 残人口が発生する理由（達成困難理由）一覧表（様式3）
- ・ 整備手法の見直しに伴う費用比較計算シート（様式4-1）及び整備手法の見直しに伴う費用比較の結果（様式4-2）
（対象市町村のみ必須、その他市町村は任意）
- ・ 計画図

2 現況及び将来の生活排水処理人口普及率

生活排水の現況（令和6年度末）及び将来（中間年次：令和13年度末・令和18年度末・令和23年度末、整備完了年度末）について、「現況及び将来の生活排水処理人口普及率（様式1）」により整理するものとし、整理事項について以下に示す。

なお、住民基本台帳人口、生活排水処理人口の現況値は、令和7年度に実施される「汚水処理人口普及状況調査」と整合を図ること。

中間年次が、市町村の諸計画の中間年次とずれている場合又は計画期間を超える場合は、既存計画の数値に基づき計算により求めた推計値（例 線形近似）を記載すること。

（1）年度

現況は令和6年度末、将来は中間年次を令和13年度末、令和18年度末、令和23年度末とする。

なお、整備完了年度は市町村で設定した年度を入力すること。

（2）住民基本台帳人口

住民基本台帳を基にした行政区域内人口（現況は実績値、将来は予測値）を入力すること。

将来行政区域内人口については、市町村が策定している関連計画と整合性をとること。なお、参照する関連計画がない場合は「埼玉県の市町村別将来人口推計ツール」等を利用して記載すること。

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0206/toukei-tool/jinko-tool.html>

(3) 区域別処理人口の合計

各区域ごとにその区域で整備することとした生活排水処理施設により生活排水が処理されている人口の合計値が算出される。
(自動計算)

※ 汚水処理人口普及状況調査における汚水処理人口とは算定方法が異なるため、一致しないことがある。

(例) 下水道整備区域の合併処理浄化槽処理人口は汚水処理人口普及状況調査の汚水処理人口に含まれるが、本照会における区域別処理人口の合計には含まれない。

(4) 生活排水処理施設整備率

「(2) 住民基本台帳人口」と「(3) 区域別処理人口の合計」により算出される。(自動計算)

※ 汚水処理人口普及状況調査における汚水処理人口とは算定方法が異なるため、一致しないことがある。

(5) 下水道整備区域

ア 下水道全体計画区域内人口

下水道全体計画区域内人口を入力すること。

イ 下水道処理人口

下水道供用開始公示済区域内人口を入力すること。

ウ 下水道処理残人口

「ア 下水道全体計画区域内人口」から「イ 下水道処理人口」を引いて算出される。(自動計算)

エ 下水道事業計画区域(下水道供用開始公示済区域除く)内人口

「ウ 下水道処理残人口」のうち、下水道事業計画区域内人口を入力すること。

オ 合併処理浄化槽処理人口

「エ 下水道事業計画区域(下水道供用開始公示済区域除く)内人口」のうち、合併処理浄化槽処理人口を入力すること。

カ コミュニティ・プラント処理人口

「エ 下水道事業計画区域(下水道供用開始公示済区域除く)内人口」のうち、コミュニティ・プラント処理人口を入力すること。

キ 下水道全体計画区域（下水道供用開始公示済・事業計画区域除く）内人口

「ウ 下水道処理残人口」から「エ 下水道事業計画区域（下水道供用開始公示済区域除く）内人口」を引いて算出される。（自動計算）

ク 合併処理浄化槽処理人口

「キ 下水道全体計画区域（下水道供用開始公示済・事業計画区域除く）内人口」のうち、合併処理浄化槽処理人口を入力すること。

ケ コミュニティ・プラント処理人口

「キ 下水道全体計画区域（下水道供用開始公示済・事業計画区域除く）内人口」のうち、コミュニティ・プラント処理人口を入力すること。

コ 下水道処理人口普及率

「イ 下水道処理人口」を「（２）住民基本台帳人口」で除して算出される。（自動計算）

（６）農業集落排水整備区域

ア 農業集落排水整備区域内人口

生活排水処理施設の整備完了時点における農業集落排水整備区域の人口を入力すること。

なお、各中間年次時点で供用開始されていない農業集落排水施設により処理を行う区域の人口を含むため注意すること。

イ 農業集落排水処理人口

農業集落排水供用開始済区域内人口を入力すること。

ウ 農業集落排水処理残人口

「ア 農業集落排水整備区域内人口」から「イ 農業集落排水処理人口」を引いて算出される。（自動計算）

エ 合併処理浄化槽処理人口

「ウ 農業集落排水処理残人口」のうち、合併処理浄化槽処理人口を入力すること。

オ 農業集落排水処理人口普及率

「イ 農業集落排水処理人口」を「（２）住民基本台帳人口」で除して算出される。（自動計算）

(7) 浄化槽処理区域

ア 浄化槽処理区域内人口

浄化槽処理区域内人口を入力すること。

イ 合併処理浄化槽処理人口

浄化槽処理区域内の合併処理浄化槽処理人口を入力すること。

ウ 合併処理浄化槽残人口

「ア 浄化槽処理区域内人口」から「イ 合併処理浄化槽処理人口」を引いて算出される。(自動計算)

エ 合併処理浄化槽人口普及率

「イ 合併処理浄化槽処理人口」を「(2) 住民基本台帳人口」で除して算出される。(自動計算)

(8) コミュニティ・プラント処理区域

ア コミュニティ・プラント処理区域内人口

生活排水処理施設の整備完了時点におけるコミュニティ・プラント処理区域の人口を入力すること。

なお、各中間年次時点で供用開始されていないコミュニティ・プラントにより処理を行う区域の人口を含むため注意すること。

イ コミュニティ・プラント処理人口

コミュニティ・プラント供用開始済区域内人口を入力すること。

ウ コミュニティ・プラント処理残人口

「ア コミュニティ・プラント処理区域内人口」から「イ コミュニティ・プラント処理人口」を引いて算出される。(自動計算)

エ コミュニティ・プラント処理人口普及率

「イ コミュニティ・プラント処理人口」を「(2) 住民基本台帳人口」で除して算出される。(自動計算)

3 生活排水処理人口普及率の根拠一覧表

「2 現況及び将来の生活排水処理人口普及率」により生活排水処理人口普及率の整理に用いた根拠資料について、一覧を作成し提出すること。

なお、根拠資料の写しを添付するものとし、推計した場合は計算シート等を添付すること。

(1) 資料名

生活排水処理基本計画、下水道全体計画等、具体的な計画名を記載すること。また、記載した根拠資料の写しを添付すること。

(2) 計画期間

根拠資料の計画期間（開始年度及び終了年度）を記載すること。

- ・開始年度とは、計画開始年度のことである。

計画策定年度や基準年ではないため注意すること。

また、下水道全体計画及び事業計画については、下水道事業計画の「工事着手年」とすること。

- ・終了年度とは、計画目標年次のことである。

(3) 該当の有無

根拠資料に該当する生活排水処理に「○」を付けること。

(4) 該当ページ番号

根拠資料の該当ページ番号を記載すること。

4 残人口が発生する理由（達成困難理由）一覧表

「2 現況及び将来の生活排水処理人口普及率」により整理した、将来（令和23年度末）における生活排水処理人口の残人口（未整備人口）について、達成困難理由を明確にすること。

達成困難理由は、「残人口が発生する理由（達成困難理由）一覧表（様式3）」により整理するものとし、整理事項について以下に示す。

（1）生活排水処理区域

令和23年度末に残人口が残る生活排水処理区域（下水道整備区域、農業集落排水整備区域、浄化槽処理区域、コミュニティ・プラント処理区域）を選択すること。

（2）理由

生活排水処理区域の達成困難理由について、主な理由を選択すること。

ア 下水道整備区域の達成困難理由

（ア）区画整理事業（開発事業との整合）

土地区画整理事業等の開発事業との整合を図るため令和23年度末までに整備が完了しない場合

（イ）道路拡張（道路事業との整合）

道路拡幅や道路線形の変更等の道路事業との整合を図るため令和23年度末までに整備が完了しない場合

（ウ）他計画との整合性

生活排水処理基本計画及び（ア）、（イ）に係る計画以外の計画等との整合性を図るため令和23年度末までに整備が完了しない場合

（エ）経営健全化

維持管理費や改築更新費の増大等により建設改良費が圧迫され、令和23年度末までに整備が完了しない場合

（オ）その他

（ア）～（エ）以外の理由がある場合に選択し、理由の詳細を記載すること（必須）。

イ 農業集落排水整備区域の達成困難理由

（ア）他計画との整合性

生活排水処理基本計画以外の計画等との整合性を図るため令和23年度末までに整備が完了しない場合

(イ) その他

(ア) 以外の理由がある場合に選択し、理由の詳細を記載すること（必須）。

ウ 浄化槽処理区域の達成困難理由

(ア) 他計画との整合性

生活排水処理基本計画以外の計画等との整合性を図るため令和23年度末までに整備が完了しない場合

(イ) 経済的困難（合併処理浄化槽への転換に関する住民の経済的問題）

浄化槽管理者の経済的な理由により令和23年度末までに整備が完了しない場合

(ウ) 狭小（設置スペース確保困難）

狭小敷地のため令和23年度末までに整備が完了しない場合

(エ) 高齢化（高齢世帯の問題）

少人数高齢世帯が多く令和23年度末までに整備が完了しない場合

(オ) 放流先確保困難（処理水の放流先確保困難）

処理水を放流する水路等の確保が物理的に困難であり令和23年度末までに整備が完了しない場合（放流同意に係るものは除く）

(カ) その他

(ア)～(オ) 以外の理由がある場合に選択し、理由の詳細を記載すること（必須）。

エ コミュニティ・プラント処理区域の達成困難理由

(ア) 他計画との整合性

生活排水処理基本計画以外の計画等との整合性を図るため令和23年度末までに整備が完了しない場合

(イ) その他

(ア) 以外の理由がある場合に選択し、理由の詳細を記載すること（必須）。

(3) 具体的な内容

区域及び理由別に、達成困難理由について理由の詳細を記述すること（必須）。

(4) 今後の見込み

「(3) 具体的な内容」に記入した理由について、今後の見込みを記述すること（必須）。

5 整備手法の見直しに伴う費用比較（対象市町村のみ必須、その他市町村は任意）

（1）費用比較の実施対象となる市町村

下記ア、イを共に満たす市町村は整備手法の見直しを行うこと。また、検討結果についても提出すること。
なお、その他市町村が必要と判断する場合は検討（見直し）を行うこと。

ア 令和6年度末時点で集合処理の供用未開始があること。

イ アの集合処理について、令和5年度末時点の汚水処理人口普及率がアクションプラン目標値（令和7年度）に対して85%未満であること。

（2）費用比較手法

別途県が提供する費用比較用マニュアル及び整備手法の見直しに伴う費用比較計算シート（様式4-1）を活用して行うものとし、計算シートは提出すること。

費用比較の概要は以下のとおりである。

・①、②により必要となる費用を算出し、より安価となる整備手法を選定する。

①集合処理に要する費用の算定方法

- ・管渠建設費÷耐用年数
- ・ポンプ施設建設費÷耐用年数（※必要な場合のみ計上）
- ・処理場建設費÷耐用年数
- ・管渠年間維持管理費
- ・ポンプ施設年間維持管理費（※必要な場合のみ計上）
- ・処理場年間維持管理費

②個別処理に要する費用

- ・合併処理浄化槽建設費÷耐用年数
- ・合併処理浄化槽年間維持管理費

(3) 整備手法の見直しに伴う費用比較の結果（様式4-2）

費用比較用マニュアルを参照すること。





なお、結果によりヒアリングを実施することがある。

6 計画図の作成

市町村の整備完了時における生活排水処理種別整備区域を示した計画図（S = 1 / 10, 000程度）を作成し、GISデータにより提出すること。

- ・縮尺はS = 1 / 10, 000程度とすること。
- ・GISデータは、次の4種類全ての拡張子のファイルを提出すること。
dbf、prj、shp、shx
- ・計画図に示す項目は、「市町村界」、「下水道整備区域」、「農業集落排水整備区域」、「コミュニティ・プラント処理区域」、「浄化槽処理区域」とすること。
 - ※1 「下水道整備区域」、「農業集落排水整備区域」、「コミュニティ・プラント処理区域」以外は、全て「浄化槽処理区域」とする（整備完了時における計画図とする）こと。
 - ※2 前回見直しの計画図は「浄化槽整備区域」に対しての着色であったが、今回の計画図の着色は「浄化槽処理区域」に対してであることを注意すること。
- ・一級河川、二級河川は着色しないこと。
- ・計画図凡例は以下のとおりとすること。

表 計画図凡例

記号	内容	区域線の色
— · — · — · —	市町村界	黒 RGB(0, 0, 0)
	下水道整備区域	赤 RGB(255, 0, 0)
	農業集落排水整備区域	緑 RGB(0, 128, 0)
	コミュニティ・プラント処理区域	茶色 RGB(165, 42, 42)
	浄化槽処理区域	青 RGB(0, 0, 255)

第2部 市町村の「生活排水処理基本計画」に必要な項目と内容について

1 必要な項目と内容

市町村が生活排水処理基本計画を策定する上で、必要となる項目と内容及びその補足事項について、別紙により整理した（5行～35行）。

必要となる項目と内容は、「生活排水処理基本計画策定指針」を基本としつつ、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関連する根拠規定や関連する指針に基づき示したものである。

また、循環型社会形成推進地域計画のうち、浄化槽事業のみを行う場合において生活排水処理基本計画をもって循環型社会形成推進地域計画に代える場合、必要となる資料及び関連する根拠規定や指針を示した（36行以降）。

以下に、市町村の生活排水処理基本計画の策定における留意事項を示す。

- ・「市町村が作る「一般廃棄物処理計画」の一部としての「生活排水処理基本計画」に必要な項目」列（B列）を基に、生活排水処理基本計画の章立てとすること。
- ・「市町村が作る「一般廃棄物処理計画」の一部としての「生活排水処理基本計画」に必要な内容」列（C列）を基に、生活排水処理基本計画の内容を記載し、不明確な点については「補足事項」列（D列）を参考とすること。
- ・「（1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項」～「（12）地域計画作成フォーマット」列（E列以降）は、関連する根拠規定や関連する指針について整理したものであるため参考とすること。

2 市町村の「生活排水処理基本計画」に必要な項目と内容の参考資料一覧

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項
- (2) 一般廃棄物処理事業に対する指導の強化について（昭和52年11月4日 環整94号、〔改定〕平成2年2月1日 衛環21号）
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項に規定する一般廃棄物の処理に関する計画策定に伴う留意事項について（平成2年2月1日 衛環22号）
- (4) 生活排水処理基本計画策定指針
- (5) ごみ処理基本計画策定指針
- (6) 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和5年6月30日）
- (7) 循環型社会形成推進交付金交付要綱
- (8) 浄化槽整備のみを行う場合における循環型社会形成推進地域計画の取り扱いについて（平成22年1月28日付け事務連絡）
- (9) 循環型社会形成推進地域計画作成マニュアル（令和6年3月）
- (10) 循環型社会形成推進地域計画を新規作成・変更する場合等の取扱いについて（令和5年10月30日付け事務連絡）
- (11) 【ご連絡】循環型社会形成推進地域計画作成に係る「生排計画をもって地域計画に代える場合」に作成する様式について
- (12) 地域計画作成フォーマット

埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る
市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル
令和7年3月

発行 埼玉県環境部水環境課
〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1
TEL 048-830-3083
メール a3070-09@pref.saitama.lg.jp